

平成28年 第10回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 15

会議日程・付議事件

会議日時 平成28年6月23日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 7階 大会議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第17号	小学校の統合について	
5	議案第18号	図書館協議会委員の委嘱について	

出席者

教 育 長 牛 尾 巧

委 員 加 藤 隆一郎
(教育長職務代理者)

委 員 磯 部 裕 子

委 員 服 部 保

委 員 鈴 木 温 美

説明のため出席を求めた者

こども未来部長	中塚一司
教育推進部長	木下博
総務調整室長	中西哲昇
こども家庭室長	山元昇
学校教育室長	岸敬三
教育推進部参事兼学務課長	尾辻美樹
教育推進部参事兼学校指導課長	伊豆崇
まなび支援室長	枅川隆雄
教育総務課長	藪内寿子
教職員課長	武富祥平
こども・若者政策課長	中西成明
子育て・家庭支援課長	増田善則
こども育成課長	丸野俊一
こども育成課主幹	河南裕美
生徒指導支援課長兼青少年センター所長	西門隆博
教育相談センター所長	喜多川昌之
社会教育・文化財課長兼文化財資料館長	井上昌子
地域こども支援課長	大屋敷美子
中央図書館長	村山尚子
中央公民館長	瀧花保
公共施設マネジメント室主幹 (施設整備担当)	池下靖彦

議事録作成者

教育総務課主査 岸本匡史

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 17	小学校の統合について	28.6.23	28.6.23	可 決
議案 18	図書館協議会委員の委嘱について	28.6.23	28.6.23	可 決

[開会 午後 2 時]

牛尾教育長 只今より、平成 2 8 年第 1 0 回川西市教育委員会(定例会)を開会いたします。

牛尾教育長 まず、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長 (藪内) 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

牛尾教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

牛尾教育長 これより日程に入ります。日程第 1 「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、服部委員、鈴木委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

牛尾教育長 では次に、日程第 2 「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 9 回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長 (藪内) それでは、第 9 回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5 ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。最後に署名委員の署名ということで、磯部委員、服部委員にご署名を頂戴しております。
以上でございます。

牛尾教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。第 9 回定例会の議事録につきましては、

これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

こども未来部長
(中塚) それでは、こども未来部から1点目の6月市議会一般質問について報告させていただきます。

6月13日から15日の3日間にわたり一般質問がなされまして、質問されました13人の議員のうち、4人の議員からこども未来部所管事業について、5人の議員から教育推進部所管事業に関するご質問を頂戴いたしました。

こども未来部関連では、主に4項目ございまして、

1点目といたしまして、保育所等の待機児童対策について、2点目が「子ども子育て計画」について、3点目が子育て支援について、4点目としまして、子どもの遊び場を確保することについてご質問をいただきました。

教育推進部関連では、5項目ございました。

1点目が小学校の統合について、2点目が留守家庭児童育成クラブの待機児童対策について、3点目が給付型奨学金制度の導入について、4点目が川西市立図書館の運営に関する指定管理者制度の導入やWeb図書館の導入について、5点目といたしまして、史跡加茂遺跡の保存計画等について、それぞれ、ご質問を頂戴したところでございます。

いろいろな視点からご質問・ご提案をいただいたことにつきまして、今後検討を重ねてまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

教育推進部長
(木下) 私の方からは、2点目の「川西市立小学校の統合に係る地域説明会の実施について」ご報告させていただきます。

5月22日に開催しました「多田グリーンハイツ地区における第3回地域説明会」につきましては、前回の定例教育委員会でご報告させていただきましたので、本日は、「清和台地区における第3回地域説明会」につきまして、ご報告させていただきます。

清和台地区につきましては、5月21日には清和台小学校で午後3時から午後5時まで、53名のご参加がありました。5月28日には清和台南小学校で午前10時から午前10時45分まで、21名のご参加がありました。

転入により児童数が増えている状況を踏まえて、単学級が発生するのか、きちんと調べているのかといった地域からのご意見、また、5月16日に開催された市議会の建設文教公企常任委員協議会において、統合については地元と十分な協議に努めてほしいというご意見が議員から出されました。

これらのご意見を踏まえ、改めて児童数・学級数の見直し作業を行うとともに、統合に伴う課題の整理等を行うために、引き続き地域の皆様と協議していくこと、ただし、この見直しは現在の方針を見直すことを決定したのではない旨を説明しましたが、多田グリーンハイツ地区と同様に、多くの厳しいご意見が出されました。

なお、今後の対応につきましては、議案第17号で、ご説明させていただきます。

説明は、以上でございます。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。
よろしいですか。

牛尾教育長

それでは事務状況報告については以上といたします。

牛尾教育長

では次に、日程第4、議案第17号「小学校の統合について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

学校教育室長
(岸)

それでは、議案第17号「小学校の統合について」ご説明申し上げます。
1ページをご覧ください。

本案は、学校統合を再検討するにあたり、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成27年議案第29号で可決の「小学校統合」について、別紙のとおり検討する必要がありますので、本案を提出するものでございます。

学校統合については、平成27年6月30日の川西市立学校校区審議会答申を受けて以来、これまで4つの小学校区で各3回の地域説明会を実施したほか、学校現場などにおいても事業の意義や必要性について説明してまいりました。

しかしながら、校区審議会の判断指標であった平成26年5月1日時点の児童推計の状況が、時間の経過により平成27年7月時点で一定数の増加傾向を示し、平成28年5月の最新の状況においても、答申時推計値より児童が増えていることが分かりました。

原因としましては、従来の推計方法においては、転入などのいわゆる社会増の臨時的要素は不確定なため、考慮しないこととしていたことが原因と考えられます。しかし、その結果、当初の見込みの推計どおりに各小学校で単学級が発生しない可能性が高くなり、改めてその状況を確認する必要が生じました。

これが、現在の統合計画が立ち止まったきっかけであり、その他の課題を含めて、改めて学校統合に関して再検討するものでございます。

2ページをご覧ください。

先日来、協議会等で委員の皆様からは、様々なご意見を頂戴してまいりました。

まず、「1 これまでの課題」についてですが、教育委員会事務局では、「児童推計の検証」「統合へのプロセス」「保護者や地域住民への説明プロセス」、この3点に課題があると、そういった認識のもと、課題の整理を行いました。

1点目の「児童推計の検証」につきましては、冒頭にご説明させていただいたとおり、推計と実態におきまして、差が生じた場合の対応について明確な基準を示していなかったという、そういった点に課題があったと捉えております。つまり、単学級の判断にあたり、推計値と実態の間で差が生じた場合、ある一定範囲の幅を持ちながら推計を捉えていくという、そのような視点に欠けていたと考えております。

次に2点目の「統合へのプロセス」についてでございますが、校区審議会の答申を受けまして、教育委員会として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項の規定に基づき、小学校の統合について決定しました。また市長部局とも協議のうえ、市議会に報告し、保護者や地域の皆様への説明などを丁寧に行ってきましたが、現時点でのそれは不十分な内容であったという結果になっております。そういった意味におきまして、結果論になりますけれども、教育委員会事務局において、学校統合に関する具体的な手順を示すことができなかった点が課題であると捉えております。

次に3点目の「保護者や地域住民への説明プロセス」についてでございます。平成27年度8月時点において統合への方針が決定され、条例改正に向けた保護者や地域の皆様の合意形成を得るための説明会を開催しまし

たが、教育的視点での、統合の必要性について、保護者や地域の皆様に説明する時間や意見聴取について十分ではなかったことなどが、混乱を来す原因の一つであったと捉えております。

これらの課題を踏まえたうえでの2つ目の「今後の対応について」でございますが、次の4点をお示ししております。

まず、(1)「児童推計方法は、再検討する。」

学校統合の根拠となる児童推計について、これまでどおり住民基本台帳データを基本にしますが、新たな要素として、社会増の要素を取り入れるなど、推計方法について再検討してまいります。

次に、(2)「両地区における統合方針は変更しない。ただし、現時点で示している統合年度は再検討する。」

校区審議会の答申に基づきまして、教育委員会が判断した両地区における統合の方針については変更をいたしません。ただし、推計方法については再検討しますので、現時点でお示ししている統合年度につきましては、今後しっかりと再検討をさせていただきたいと考えております。

次に、(3)「校区審議会による再審議はしない。」

平成27年度校区審議会答申においては、今後の学校校区の在り方について、「各学校の教育の十全な展開と学校間の教育上における平等性の確保」、「通学上の安全の確保」、「校区と地域の関係性への配慮」という3原則を示し、平成26年5月1日時点の児童推計に基づき、多田グリーンハイツ地区及び清和台地区における統合を示しております。

児童推計につきましては、教育委員会事務局が作成しておりますので、児童推計の方法をどうするのか、その推計に基づいてどのような方針で進めるのか、こういったことに関しましては、教育委員会事務局が行うべきものと考えております。

次に、(4)「統合後の跡地活用については、統合決定後、地域住民と協議する。」

学校統合に関しましては、もっぱら教育的な観点から判断すべきで、今後さらに加速する少子化社会にありまして、子どもたちにより良い教育環境を確保するために行うものでございます。したがって、統合後の跡地活用につきましては、統合が決定した後、地域の皆様と協議してまいります。

教育委員会事務局としましては、以上の「これまでの課題」と「今後の対応」につきまして、6月28日の議員協議会で議会にご報告のうえ、住民説明会を開催する予定としております。

最後に、「3 学校配置の適正化に関する手順を作成」、この項目でござ

ざいますが、これまでの課題にもありましたが、学校統合に関する進め方について、その手順を具体化していこうとするものでございます。

手順の内容としましては、

- ・適正化実施条件（新たな児童推計手法等）

これにつきましては、長期的視点でその推移を見るため、これまで過去5年分の住民基本台帳ベースの推計方法をとってまいりましたが、これに加えどのような要素が必要なのか、再検討していきます。ただ、推計方法は多種多様ですので、時間をかけて研究していく必要があると考えております。

次に、

- ・統合する学校の選定方法

新たな児童推計に基づきまして、統合年度を再検討しますので、統合する学校の選定方法についても今後しっかり再検討をしていきたいと考えております。

次に、

- ・協議の進め方、いわゆるこれは保護者ですとか地域住民の方への説明プロセスについてでございます。

地域の皆様のご意見を聴く、そういった機会を増やし、適正化が必要な理由を理解していただくための工夫をしてまいりたいと考えております。

次に、

- ・統合等適正化に伴う課題や配慮事項の整理

これにつきましては、通学路の安全確保や通学支援の在り方、また、児童の心理的な負担が生じないための配慮など、個別の具体の懸案について十分な整理をしたいと考えております。

これらのことを盛り込んだ手順を作成後、再度、教育委員会にお諮りし、議員協議会並びに住民説明会を開催させていただく予定でございます。

次に、3ページをご覧ください。

新しい推計方法については、今後の課題でございますが、平成28年5月1日時点の住民基本台帳データをもとに従来の方法で推計したものを示しております。

詳細につきましては、個々数値を確認していただくこととなりますが、およそすべての学校区において、校区審議会答申時点の平成26年5月1日時点の推計値より、また、第2回地域説明会で公表していた平成27年度時点の推計値よりも、若干数でございますが、増加傾向を見ることができます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し

上げます。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員 これまでも、適宜、教育委員協議会において協議を重ね、またご報告もいただいてまいりましたが、改めて確認したいと思います。

まず、私からは、2ページの別紙の中の内容を確認したいと思います。別紙、2ページの2番「今後の対応について」の(2)ですが、ここでは、「統合年度は再検討する」という記載にとどまっておりますが、3番の(2)では、「統合する学校の選定方法」とございます。このことから、統合する学校についても改めて検討するということですね。

教育推進部参事兼学務課長(尾辻) こちらの文章ですが、学校についても改めて検討させていただきます。集計手法を再検討する中で、従前とは異なる人口の動きが推量されることがあります。慎重に再検討して、またご報告させていただきます。

磯部委員 ありがとうございます。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

服部委員 再検討するという事で、今後のスケジュールは大分変更になると思いますが、今後の全体スケジュールとしてはどのような形で進めることになるのでしょうか。

教育推進部参事兼学務課長(尾辻) 未定の要素は多いんですが、7月から8月の期間に、保護者や地域の方々に、まずもともとの案が再検討になったということをお伝えする説明会をする予定です。その後に、いわゆる手順ですね、これを作成するよう着手したいと考えております。

服部委員 その「いわゆる手順」というのは、この2ページに書かれている手順ということですね。

教育推進部参事兼学務課長(尾辻) はい。2ページ、3の「手順」を指しております。

服部委員 分かりました。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

鈴木委員 今後、重ねて保護者や地域の皆さんからの意見を聴くとおっしゃっていましたが、いずれにせよ、近い将来のより良い教育環境を実現するために、互いに理解し合わなければいけないと思っています。お互いに聴く、耳偏の「聴く」という字のごとく、これは子どもたちも学校で学んでいることですが、耳と目と心でよくよくお互いに聴き合って、理解が進む機会を持っていただきたいと思いますが、どのようなご予定でしょうか。

学校教育室長
(岸) これまでも説明会などにおきまして、保護者や地域の皆様からご意見をいただいてきたんですけども、また今後さらに意見を聴かせていただく機会を増やしていきたいと考えております。
以上でございます。

鈴木委員 よろしく願いします。

牛尾教育長 よろしいですか。
ほかにございませんか。

加藤委員 住民の方からは、統合に関しては教育的な視点、いわゆる統廃合の視点以外にも、その地区におけるまちづくりの観点を重視してほしいという意見も出ているように聞いておりますが、進め方はどのようなものでしょうか。

学校教育室長
(岸) 統合の方針につきましては、教育委員会で決定させていただきますけども、本当にもう学校というのはコミュニティの中心でありまして、またまちづくりの観点からの検討も必要だということから、また今後、市長部局と十分な協議が必要だと考えております。
以上でございます。

加藤委員 統合は、現実的にはいろんなことで、簡単にいえば、痛みを伴う決断であり事業になると思うんです。それで、我々教育委員会が考える立場というのは、常にやはり子どもたちの学びのための環境整備、子どもたちにとって将来に夢が描けるような学習環境なり学校づくりであり、そしてまち

づくりだと考えています。そのためには、やはり明確なビジョンを持って、当然、揺るぎないビジョンを持って事に当たらなくては達成されないわけで、その中において、先ほども出ましたように、手順、プロセス、そういうことの再検討は、今後に及ぶことを考えても大きなことだと思うんです。それと、その下にぶら下がることになる指標あるいは推計の再検討、これも今やっておかななくては今後の進め方が非常に難しくなると思います。とにかくビジョンを持って進むのが我々の役目だと思っております。

それから、先ほども出ておりましたけども、やはり説明に関しましては、教育長並びに事務局の方にお任せしてありますけども、我々、それ、適宜報告は受けておりますが、より一層、住民の方々に関しては、分かりやすい説明は当然のことながら、いろんな変化もやっぱりあると思うんですね、今回の、先ほど説明がありましたように、推計における変化もあったり。そういうことに関しては、統合前にも対応できることは対応する、統合した後においても、変化について対応できるような体制をつくっておいて臨んでいかなくてはいけないと思うので、それが今後の課題かなと思っております。

以上です。

牛尾教育長 ありがとうございます。今のはご意見でよろしいですか。
ほかにございませんか。
いろいろありがとうございました。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第17号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第17号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第5、議案第18号「図書館協議会委員の委嘱について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

中央図書館長
(村山) それでは、議案第18号「図書館協議会委員の委嘱について」をご説明いたします。
議案書の4ページをお開きください。

本案は、図書館協議会委員の委嘱につきまして、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

図書館協議会の委員はこれまで10名で構成され、任期は2年となっております。このたび、2名の委員が退任されましたことから、その後任につきまして新たに委員を委嘱いたしたく提案するものでございます。

今回、新たにお願いしようとする委員は、次ページの別紙に記載してございます。お一方は、学校教育関係者の選出区分から、中学校校長会の推薦によるもので、多田中学校校長として在職中でございます。また、もうお一方は、社会教育関係者の選出区分からで、川西市社会教育委員の会よりご推薦をいただいております。

なお、図書館協議会委員の任期につきましては、前任者の残任期間である平成29年6月30日までの1年間となります。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。
特にございませんか。よろしいでしょうか。
よろしく申し上げます。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第18号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第18号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。
次回の定例教育委員会は、7月21日(木)午後2時から、庁議室において開会の予定です。

牛尾教育長 これをもちまして、第10回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れ様でした。

[閉会 午後2時31分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成28年7月21日

署名委員 服部 保 ⑩

鈴木 温美 ⑩